

第2回長門市公共交通協議会運賃WG（バス・タクシーの運賃を協議するための協議会）書面決議結果

No.	運賃WGの区分	所属団体名	役職	氏名	審議結果	備考（ご意見等）
1	市町村（道路運送法第9条第4項第1号を満たす者）	長門市	副市長	オオタニ ツネオ 大谷 恒雄	承認	なし
2	当該路線等を管轄する地方運輸局長 （道路運送法第9条第4項第3号満たす者）	国土交通省中国運輸局 山口運輸支局	首席運輸企画 専門官	タテ アキラ 館 昭憲	承認	なし
3	市町村の長が関係住民の意見を代表とする者として指名するもの （道路運送法第9条第4項第4号を満たす者）	長門市自治会連合会	会長	クツ ショウジ 沓野 昭次	承認	なし
4	当該運賃等を定めようとする、旅客自動車運送事業者 （道路運送法第9条第4項第2号を満たす者）	富士第一交通有限会社	代表取締役	サカタ ケイジロウ 坂田 敬次郎	承認	なし

令和5年10月1日に改正道路運送法が施行されたことにより、従前は協議会本体で行っていた公共交通の運賃の協議については、独占禁止法に抵触することのないよう、住民、利用者、その他利害関係者の意見反映措置を講じた上で、直接の関係者のみによる分科会（WG）で協議することとなりました。

改正道路運送法の協議運賃にかかる協議のあり方について  国土交通省

改正の趣旨

- 地域公共交通において、地域の関係者の連携・協働の一層の促進や地域に根差した輸送サービスの充実のためには、タクシーの運賃についても、地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出による運賃設定を可能とする 協議運賃制度を創設（乗合バスについては平成18年度創設済）。
- 一方、運賃の協議にあたっては、独占禁止法に抵触することのないよう、地域公共交通会議（地交法の法定協議会を兼ねる場合も含）に他の運送事業者や各モードの労働組合、バス協会やタクシー協会等の業界団体が含まれる場合には、法定のメンバーによる別途の協議会をもって協議する必要があることから協議における法定のメンバーを法に明記。

運賃協議のあり方について

